

### 〈書評と紹介〉 松本伊智朗編 『「子どもの貧困」を問いなおす：家族・ジェンダーの視点から』

丹波, 史紀 / TAMBA, Fuminori

---

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Journal of Ohara Institute for Social Research / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

721

(開始ページ / Start Page)

81

(終了ページ / End Page)

85

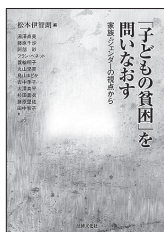
(発行年 / Year)

2018-11-01

松本伊智朗編

## 『「子どもの貧困」を 問いなおす

—家族・  
ジェンダーの視点から—



評者：丹波 史紀

### 1 本書の内容と特徴

本書は、近年の子どもの貧困に対する社会的関心への高まりに対し、一石を投じる意欲作である。およそ10年ほど前に、著者らの何人かが当時まだ十分認識されていなかった日本において、「子どもの貧困」を提起し、その課題を顕在化させ一定の政策変化を生み出した。その意味では、著者らが意図した「貧困の再発見」には「成功」したとも言えよう。しかし、本書の問題意識は、「子どもの貧困」が単に社会的関心を高めるだけでは不十分であり、むしろ「関心が高まったからこそ差別や偏見が強化され」(p.243) だとしている。本書は、「子どもの貧困」を提起した「当事者」からの現状に対する「怒り」のようなものにも思える。

本書の構成は三部構成となっているが、その視座は「家族・ジェンダーの視点」で一貫している。本書のねらいを記した序章(松本)では、近年の子どもの貧困への社会的関心を「一定の前進」(p.3)と評価しつつも、「子どもの貧困を生み出す構造はむしろ強化されている」と現段階の特徴を評価している。それは、「家族という仕組みが、貧困の隠れ蓑になり、貧困を増幅させている」からであり、近年の子どもの貧困をめぐる政策対応の特徴が、「所得保障

の観点が薄く」、貧困を個人主義的あるいは家族主義的な理解を強化しかねないからである。

本書は、10年前に出された浅井春夫・松本伊智朗・湯澤直美編(2008)『子どもの貧困——子ども時代のしあわせ平等のために』(明石書店)から約10年におよぶ日本の子どもの貧困対策をめぐる議論と政策の総括とも言える。

第I部は、この間の「子どもの貧困対策」をめぐる動きを総括している。

湯澤論文は、戦後日本社会における貧困をめぐる政策と研究の動向を概括した上で、現在の「子どもの貧困対策」は、“大人”への「自己責任として貧困を防衛する責務が一層強調」されるようになったと現状を批判している。その点で、現時点での「合意形成をめぐる論点」として、「所得再分配の強化や労働市場の変革は子どもの貧困対策の射程外として、親／保護者の就労努力や家庭の教育力の強化をめぐる家族主義的方向に向かうのか、所得再分配の強化や選別的・競争的労働市場や教育システムの改革を基盤にして家族主義を克服する方向に向かうのか」(pp.13～14)という論点提起をしている。この論点は、本書執筆者の共通した認識と考えられ、各執筆者はこの論点を基軸に議論の多くを展開しているように受け取れる。

藤原千沙論文は、子ども食堂や学習支援などの子どもの貧困にとり組む支援にふれ、「機会の平等」をささえるものではあっても、「貧困を生み出す元凶」そのものを問うことがなく、むしろ「都合のよい支援者」になりかねないことにふれ、「新自由主義(ネオリベラリズム)の統治性(governmentality)」に着目する。こうした統治行為に対して、藤原は「抵抗軸」としてジェンダー平等のフェミニズムの視点を提起している。しかし、こうした視点も能力主義や

新自由主義に絡め取られる危険性を有しており、それを克服するためには「依存／自立の二分法の罫」におちいるのではなく、「依存を包摂する社会」＝ケアが保障された社会が必要であるとする。

阿部論文では、「女性の貧困」と「子どもの貧困」という2つをとりあげ、「重なる部分が多いものの、重ならない部分の方が多い」(p.57)ことを指摘し、「『女性の貧困』そのものについての議論は十分になされているとはいえない」としている。そしてこの2つを混同して議論することが、「私たちが『女性＝子どもを育てる性』『育児＝女性の役割』という規定概念に反発しつつも、それらから解き放たれていない」という根源的な問い(批判)を投げかけている。

またフラン・ベネット氏の寄稿は、1990年代後半以降のイギリスの子どもの貧困対策の動向を紹介している。

第Ⅱ部では、新自由主義下における生活構造の変化や、世帯単位での貧困把握の限界などについてふれながら、個人や個別家族にのみ着目した貧困対策では問題を解決し得ないことを説得的に論じている。

例えば蓑輪論文では、新自由主義における「家族依存型の生活構造」をとりあげ、近年の日本型雇用の縮小や男性稼ぎ手の賃金抑制が、社会保障の充実という方向に向かっておらず、「無所得・低所得世帯にとって、社会保障を利用しての貧困回避は日本にとって必ずしも標準的な手段となっていない」(p.108)と指摘する。こうした中において、その貧困を回避する手段として用いられるのが、家族内の「多就業化」であり、これを蓑輪は、「新自由主義下の新しい家族主義」としている。

丸山論文では、ようやく政府も公表するよう

になった貧困率が、「社会問題」として人びとに認識されるようになった一方で、「覆い隠されるもの」として世帯内の個人、特に女性の貧困が見えにくくされてしまっている課題を指摘している。

鳥山論文では、公共料金や光熱水費、奨学金などの滞納・借金問題をとりあげ、子育て家族や女性の「家計管理」に着目している。生活の「市場依存性」が強まり、社会的固定費が大きくなる今日において、支払い時期の固定化や遅延・滞納によるペナルティが家計管理における裁量を狭め、「公的な領域における支払いが家計管理の困難を深刻化させている大きな要因となってきた」としている。

第Ⅲ部は、「ジェンダー化された貧困のかたち」として、女性の貧困の現状をふまえ、「家族とケア」に関わるいくつかの論点を提示している。それは子どもの先にある「家族」、特に女性に目を向け、「子どもの貧困」に関わる誤解やバッシングに反論する実態をつきつけていくようにも受け取れる。

吉中論文は、ドメスティックバイオレンス(DV)とその環境下におかれた子どもについてとりあげている。DV防止法と児童虐待防止法の関係性を整理した上で、2008年に実施したDV被害経験のある女性を対象にした調査からその現状を明らかにしている。その上でDV環境下にある子どもへの影響を考察している。

大澤論文は、若年女性のライフコースの「多様化」に着目し、若年層の成人期への移行過程の変容と「長期化」「不安定化」が、「長期化する家族への依存期を経済的、精神的、文化的に支えられる家庭と、その資源をもたない家庭の若者の、自立の安定性や達成あるいは試行錯誤の機会の不平等が拡大すること」(p.178)を指摘している。特に対象となる個人を子ども期か

ら成人期まで丹念に追跡し調査している点は注目できる。

杉田論文は、若年女性の貧困と性的サービス労働をとりあげ、東京都内の2つの公立高校（普通科）を卒業した者への追跡調査を用い、性的サービス労働に従事する若年女性入職経緯や労働実態、その課題などについて論じている。そこでは、現状における性サービス労働への「まなごし」や忌避感情から、「労働」としての認識や従事する者の健康や安全が軽視されがちであることを指摘している。

藤原里佐論文は、若年女性のジェンダー観とケア役割について論じている。今日の日本における女性の「描かれ方」が、女性の分断化や格差が拡大しているもとの、「高学歴で経済的余裕のある層」と「生活上の困難、困窮を複合的に抱え、世代間連鎖も含めてそこから脱することができない層」に注目されがちであるが、「その中間に位置する女性の実態は可視化されにくい」（p.210）としている。その上で、学生を対象にしたアンケート結果などを用いながら、若年者の「料理や掃除に勤しむというよりは、『専業主婦』として子どもに寄り添い、子育てを楽しむ」という点に、現在の若年者が専業主婦への価値を見いだそうとしている点に注目している。

田中論文は、ケアに関わる現代的特性を、主として障害者ケアに携わるケアラー女性に着目し、障害のある子どもをもつ母親が「ケアラーの専従化」を求められ、子どもの成人期以降も就労機会が剥奪され、かつその「ケアによる損失が補填されない」状況が、「障害のある子どもをケアする家族」にとって、貧困におちいるリスクの「もっとも高いグループの1つ」であるとしている。

## 2 本書の評価

本書は、各論者のとりあげるテーマや課題は異なるものの、その基調は現行の子どもの貧困対策が「個人や個別家族のみにアプローチする貧困対策」にとどまるだけでなく、むしろ貧困解決を個人や家族責任にゆだねようとする「装置」になりかねないことを危惧している。その対抗戦略として打ち出されているのが、「ジェンダー平等のフェミニズムの視点」である。本書の基本的姿勢は一貫しており、執筆者同士の丹念な意見交換による共通認識に基づいて執筆されたことがうかがえる。その点で編者の役割は大きい。約10年にわたる「子どもの貧困対策」をめぐる動きを相対化し、いま必要な視点はなにかを鋭く提起している良書と言える。

その上で、いくつかの論点と課題を提起したい。

第一は、日本における「子どもの貧困対策」がなぜ生み出されたのかという点である。著者の多くは、子ども貧困対策をめぐる一連の動きを「一定評価」するとしている。湯澤論文では、これを「政治的対立の妥協の結節点」と評価している。

確かに、「子どもの貧困対策推進法」をみると、「貧困を生み出している元凶」への探究は甚だ不十分と言える。子どもをもつ世帯、特に貧困・低所得層の仕事・暮らし・住まいなどについての施策はほぼ不問にしたままである。この点で見れば、現状の「子どもの貧困対策」は各地の子ども貧困実態に目を向ける梃子にはなっても、それを解決するまでのものにはなり得ていない。むしろ、個人・家族責任のさらなる強化に作用する矛盾を抱えているとも言える。

しかし、この甚だ不十分な制度と対策がなぜ日本においてつくり出されることになったのか。

その点で、この法律がつくられた政治的土壌や国民的合意の到達点についての評価がさらに必要ではないか。さらに言えば、本書のいくつかの論文では、エスピン-アンデルセンの福祉レジームをとりあげているが、レジーム論において、その国の政治勢力が果たす役割についての評価は重要であり、福祉政治の現状理解は不可欠である。例えば、各種の労働法制や社会保障制度に対し労働組合をはじめとする労働運動・社会運動の諸勢力がどのようなスタンスを取ったか（取っているのか）、その国の保守層の政治的スタンスなどの分析も不可欠であろう。蓑輪論文では、新自由主義下において日本型雇用が縮小しながら、市場化と家族主義の強化によって、その性格はむしろ強まったと指摘している。さらに詳細な評価と分析を期待したい。

第二は、女性および子どものライフコース研究に関わる点である。阿部論文で示しているように、子ども貧困＝母子世帯の貧困ではない。阿部が指摘しているように、相対的貧困と判断される子どものうち、およそ7割は父親が存在する世帯に属しているし、25～44歳の女性のおよそ4割は子どもを生んだ経験がない。ワークライフバランスといった言説の中には、育児と仕事の両立という、女性が結婚し出産することを当然視する家族モデルを想定している。しかし、女性のおかれている現状は多様で、そのような標準的な「家族モデル」におかれる女性が全てではない。「女性の貧困」といった場合には、単身女性も含まれるし、高齢期の女性もその対象である。この点で、我々が注意しなければならないのは、「子どもの貧困」を議論する際に実はあらかじめ想定した家族モデルをいつの間にか前提に議論をしてしまうことである。この点は、阿部論文は鋭くその矛盾をついている。

多様な家族のありようを考えたとき、様々な状態におかれた女性や子どものライフコースを対象にすべきではないか。例えば、いわゆる「母子家庭の卒業生」と言われる「寡婦」が、母子家庭で育った子どもが自立（離家）した後の女性の問題は認識されてきたものの、その実態やライフコースに関する研究は十分とは言えない。「子どもの貧困」の背後にある家族の生活問題をとらえる際、多様な対象モデルを射程においた調査研究を今後期待したい。

第三は、新自由主義下の福祉国家再編において、「自立支援政策」をどう評価するかという点である。子どもの貧困を生み出す原因はなにか。それは、働いていても貧困から抜け出せない日本の貧困の特徴があり、それは企業の成長が労働者の賃金や生活の向上に結びつかない新自由主義的経済構造と、貧困を解消し得ない日本の税・社会保障にあると藤原千沙論文では指摘する。そしてこうした新自由主義的な政策潮流は、「それを当たり前とみなす価値意識（コンセンサス）が人々のなかに形成され、人々の行動の前提となり、日常を支配する統治原理として機能する」（p.42）のである（新自由主義的統治）。それはいつしか自由競争への再チャレンジが期待される「新自由主義的な福祉政策」が重視されていく。これは蓑輪論文や鳥山論文などにおいても同様の主張がなされている。

「雇用を通じた福祉」がむしろ強化されていき、失業を抑え込む政策目標が格差拡大と貧困問題をよびおこし働く貧困層を生み出していったのである（湯澤論文）。これが現状の「自立支援政策」として現れているとも言えよう。湯澤は、こうした情勢の中でつくられた「子どもの貧困対策推進法」は、「雇用を通じた福祉」をさらに強固に維持する「装置」となったと評



価する。その上で湯澤は、家族主義の克服と構造的不平等そのものへの挑戦が必要であると主張する。

では、その「挑戦」とその先にある「社会像」はいかなるものか。家族主義的な政策の克服と社会構造そのものを問うのが本書の目的なのかもしれない。藤原千沙論文では、「賃金」と「現金給付」についての言及はあるが、「ジェンダー平等のフェミニズムの視点」に基づく「ケアを保障する社会」とはいかなるものか。その具体的な社会のありようを提起することも重要ではないか。

近年、子どもの貧困に対する地域の様々な実践も広がりを見せているが、その担い手には地域の保守層や多様な階層の参加もみられ、広範な国民各層の「関心事」になっていることは事実であろう。こうした「賛同者」が、各地での実践の中で、「子どもの貧困」をめぐる構造的な課題に目を向け、個人主義的・家族主義的な観念の「くびき」から解放される経験が必要であると評者は考える。こうした反子どもの貧困・反貧困の政治的・社会的あるいは地域における戦略の具体化を期待したい。人生のライフコース選択の可能性を広げていくための制度も

しくは社会的実践とは何か。こうした具体的な議論を進めてこそ、多様な「賛同者」の実践を豊かなものにし、認識を深めていくことができるのではないか。

本書は、「子どもの貧困」に関わる精力的な問題提起をしてきた著者らだからこそできるものと言える。そして、現状の「子どもの貧困対策」をめぐる問われている論点を鋭く提起し、課題を明示している。その点で、現状の深刻さをことさら強調したり、根源的な問いをあえて避ける論説など、他の関連書籍とは全く異なる良書と言える。私たちは、事態の重みに目を向けると同時に、なぜそうした問題が引き起こされるのかという問いを忘れてはならない。

同時に、「社会的関心事」となり、多くの「賛同者」を生み出すことになったからこそ、研究者が政策形成や地域における社会的実践とどう向き合い、「対話」するかが問われているとも言えよう。

(松本伊智朗編 『「子どもの貧困」を問いなおす——家族・ジェンダーの視点から』法律文化社、2017年10月、259頁、定価3,300円+税)

(たんば・ふみのり 立命館大学産業社会学部准教授)